

**群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）
に係る消費税の取扱いについて**

補助金額の算定にあたっては、原則として、補助対象経費に消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）を含めて算定していただくこととなります。

そのため、仕入れ控除税額（ゼロ円の場合も含む。）が確定した際には、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金交付要綱（医療分）第12条に基づき、消費税の確定に伴う報告書（別記様式第8号）を提出していただくこととなりますので、御承知おきください。

なお、仕入控除税額の確定により補助金の一部返還が生じる場合がありますが、事務の繁雑さを解消する観点から、補助金返還の可能性がある補助事業者については、補助対象経費から消費税を除外して算定していただいても差し支えありません。

なお、補助金返還の有無については、下表を参照してください。

【仕入控除税額確定に伴う補助金返還に係る整理表】

区分				返還		
免税事業者				なし		
納税義務者	簡易課税			なし		
	実績控除	公益法人等（社会医療法人を含む。）で特定収入割合が5%超の場合		なし		
		上記以外	課税売上割合が95%未満	一括比例方式	あり	
				個別対応方式	補助金の対象経費が ----- ・課税売上に要する課税仕入	あり
					・非課税売上に要する課税仕入	なし
			・課税売上と非課税売上に共通に要する課税仕入		あり	
課税売上割合が95%以上		あり				